

新しい人事・賃金制度の見直しと 54才原則出向は認められない！

この2つ以外で基本協約を締結せよ！ 申第6号労働協約締結について団交

本部は9月26日、申第6号「労働協約締結に関する申し入れ」について、団体交渉を開催しました。「新しい人事・賃金制度の見直し」と「54才原則出向」を除いた基本協約締結を強く会社に迫りました。しかし、会社は「基本協約に組合が認めていない2つのことが入っているので、労働条件の部分だから基本協約を締結することはできない」と頑なに締結拒否をしました。

本部は会社が基本協約締結拒否していることを確認し、昨年同様、労使関係部分の労働協約締結することを通告し、2023年度労働協約改訂及び労働条件改善の交渉を集約しました。

会社回答

1. 「新しい人事・賃金制度の見直し」と、「54才原則出向」については認めることはできない。従って、これらの部分を除いた基本協約を締結すること。

【回答】

当社の基本協約は労使関係を定めた債務的部分の他、労働条件その他労働者の待遇を包括的に定めた、規範的部分を含む総合労働協約を意味する。基本協約を締結するのであれば、会社が協約でお示しする労働条件部分に合意して頂く必要がある。

主なやりとり

組合：組合は新しい人事・賃金制度と54才原則出向以外で基本協約を締結する意思がある。

会社：2つ以外で基本協約締結は難しい。総合労働協約であるから組合主張は

矛盾している。2 つについて合意して基本協約を締結して欲しい。

組合：会社としては2 つ以外で、基本協約は結ばないとの主張か。

会社：2 つも基本協約に含まれているので、2 つ以外となれば基本協約とならない。基本協約を締結することは、新人事と5 4 才原則出向も合意してもらうことである。

組合：新人事・賃金制度で努力した者が報われる制度となっていない。会社が歩み寄らなかった。組合は祝日手当で、正月3 ケ日と譲歩したが、会社は歩みよらなかった。

会社：合意形成できなかったが、しっかり議論を尽くした。

組合：2 つ以外で締結しても何ら問題ない。

会社：そのような考えはない。

組合：全てセットなのか。

会社：そうである。基本協約を締結するのであれば、2 つも認めてもらうことになる。

組合：協約なのだから、組合別に違う協約でもいいのではないか。それぞれ組合の主張があるのだから、違っていても構わない。

会社：会社としてはそう考えない。

組合：たとえ違っていても、就業規則に則って行うこととなる。

会社：会社としてはそうは考えていない。2 つについても労働条件に関わることであるから認めないと基本協約を締結できない。

組合：組合としては2 つ以外で、基本協約を締結する意思はある。しかし、会社は2 つもセットなのだから、基本協約は締結できない。

会社：会社としては「2 つも認めて下さい」となる。その上で基本協約を締結することになる。

組合：会社が締結を拒否したことになる。

会社：会社としてはそう考えない。2 つも基本協約に含まれるものであるから。

組合：会社が締結拒否していることを確認する。

会社：2 つを認めれば、基本協約は締結する。

組合：見解の相違である。対立を確認する。

組合：基本協約をどの組合も同じ基本協約を締結するのではなく、J R 東海労と独自の協約を締結すればよい。

会社：そのような考えはない。

組合：我々は2 つは認められない。5 4 才原則出向について、3 0 年以上経過して死文化している。その上で出向に出る人、残る人が存在している。また、出向者について社籍はJ R 東海としながらも、出向先の労働条件によることとなり、本体社員との格差が生じ、不利益を被っている。新しい人事・賃金制度では、祝日手当の復活、6 0 才以降退職ポイントの加算がない等、問題が多くある。だから2 つについては認められない。

会社：会社としては2 つも基本協約の中に入っているという考え方は変わらない

い。

組合：組合は「2つ以外で基本協約を締結せよ」との考えである。

会社：それでは締結に至らないことである。2つについては認められないのか。

組合：2つについては認められない。

会社：あとは今後どうしていくかである。

組合：会社はどのようにするのか。

会社：基本協約を締結することを望む。

会社：労使関係部分の労働協約を締結する意思があるならば、会社として対処する。

組合：昨年と同様となるのか。

会社：労使関係を定めた債務部分の労働協約を締結することになる。

会社：認めて貰えないので、労働協約の締結の意思も示して貰うことも大事である。

組合：組合活動に支障をきたすので、もちろん労使関係部分に締結する意思はある。

会社：それを受けて会社は対処する。

組合：しかし、組合は大前提として2つを除いて基本協約の締結である。

会社：そのことについて、考えは一致しない。どうするか。

組合：二次的に労使関係部分の労働協約の締結の用意はあるが、組合は一次的には2つを除いた基本協約締結である。

組合：組合活動に支障はあってはならないことなので、不本意ながら昨年同様、労使関係部分の労働協約の締結する。不本意ながらである。

会社：労使関係イコール債務部分の労働協約を、締結をするということで進めさせてもらう。締結時間については9月26日、11時21分に妥結とする。

組合：不本意ながら了解。

以 上